

「木造住宅耐震の秘訣」

香川県では、木造住宅の耐震化を促進するため、耐震技術者（建築士や施工者など）向けの講習会を開催しています。

そこで、この度、年間約 1,200 件もの耐震改修工事を行っている高知県（H28 年度・参考：香川県 118 件）で耐震化の仕掛人となった、一般社団法人 高知県中小建築業協会 立道 和男 会長を講師に迎え、住宅耐震化事業の取組みなどについて学ぶ講習会を開催します。

当日は、金物・補強建材・補強設計の手法をはじめ、高知県の耐震補強で数多く採用され注目を集める「低コスト工法」について、ビジネス展開も含め詳しくお話を伺える良い機会です。多くの皆様の御参加をお待ちしています。

講 師	一般社団法人 高知県中小建築業協会 会長 立道 和男 氏 高校卒業後、大工棟梁の父の影響を受け、大工として数々の建物を手掛けています。（建築士、インテリアコーディネーター、宅建士、耐震診断士等の資格を保有） 阪神淡路大震災の復旧・復興に従事した経験から、高知県に I ターン後は、住宅の耐震化を中心に事業を展開し、行政との連携強化にも力を入れ、全国トップクラスの耐震改修先進県に尽力。現在は、高知県居住支援協議会 空き家対策部会事務局として空き家問題解決にも取り組んでいる。		
講習内容	○高知県での住宅耐震化事業の取組みについて ○住宅耐震とビジネス展開について ○低コスト工法について ○設計士と施工業者のタグについて など		
受講対象	・耐震改修に関わる建築士等建築実務者 ・これから耐震改修に関わろうと思っている建築士等建築実務者		
開催日時	平成 30 年 5 月 31 日（木） 13:30～16:30（受付 13:00～）		
会 場	香川県立文書館 2F 視聴覚ホール 高松市林町 2217-19 TEL:087-868-7171		
申込期間	平成 30 年 4 月 16 日（月） ～ 平成 30 年 5 月 25 日（金）		
参加費	無料	定 員	100 名（先着順）
申込方法	F A X	本紙裏面に記入の上、送信ください。	
リンク	インターネット	URL : https://s-kantan.com/pref-kagawa-u/	
問合せ先	香川県土木部住宅課住生活企画グループ TEL 087-832-3584 / FAX 087-806-0239		
リンク	香川県住宅課	電子申請	
リンク	 https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/	 https://s-kantan.com/pref-kagawa-u/	

※県内各市町で行っている住宅の耐震診断・耐震改修（民間住宅耐震対策支援事業）の補助要件には、耐震診断及び改修結果の検証は、「耐震診断に係る講習会」を受講した建築士が行うこととしていますが、本講習会は「耐震診断に係る講習会」には該当しません。予めご了承ください。

平成 30 年度特別開催「立道流 木造住宅耐震の秘訣」受講申込書兼受講票

受付番号	18-
------	-----

日時	平成 30 年 5 月 31 日(木) 13:30~16:30(受付 13:00~)
場所	香川県立文書館 2F 視聴覚ホール (高松市林町 2217-19)

下記のとおり、開催の講習会受講を申し込みます。

太枠内をご記入ください。

フリガナ		(姓)	(名)
氏名			
建築士資格		<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造	
受講票 送付先	住所	〒	
	TEL		
	FAX		
勤務先等	会社名	フリガナ	
	所在地	〒(-)	
	TEL	FAX	
	業種	<input type="checkbox"/> 建築士事務所 (事務所の区分 <input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 設備設計事務所 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他()	
今後の講習会等の案内について	希望しない場合は、右記にチェックをお願いします。	<input type="checkbox"/>	

※参加申込書に記載された個人情報については、適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

※県内各市町で行っている住宅の耐震診断・耐震改修(民間住宅耐震対策支援事業)の補助要件には、耐震診断及び改修結果の検証は、「耐震診断に係る講習会」を受講した建築士が行うこととしていますが、本講習会は「耐震診断に係る講習会」には該当しません。予めご了承ください。